

令和4年度 第1回 介護職員等によるたんの吸引等研修事業
(第二号研修・「不特定多数の者対象」) 受講者募集要綱

社会福祉法人華陽会では、平成24年4月1日改正「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづき、特別養護老人ホームその他において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を下記の要綱で開催します。受講ご希望の方は以下の要綱および別紙「業務規程」をよくお読みの上、所定の期間内にお申込み下さい。

記

1 主催（研修機関）

喀痰吸引研修事業所 南陽

〒455-0863 名古屋市港区新茶屋1丁目1701番地

(特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽内)

2 研修内容

第二号研修（不特定多数の者対象）とし、実施できる特定行為の範囲が①口腔内喀痰吸引
②鼻腔内喀痰吸引③胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 の3行為

※カリキュラムは大きく分けて以下の2つから成ります。

- 1) 基本研修（講義・筆記試験・シミュレーター演習）
- 2) 実地研修（自施設にて指導看護師と利用者の協力のもとで、演習を行う）

3 研修日程・会場

別紙1のとおり

4 定員

6名

5 受講料

1) 基本研修 70,000円（消費税、テキスト代込）

2) 実地研修 1行為につき30,000円

※実地研修は免除科目の状況によって受講料は異なります。

6 受講資格

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等または在宅サービス事業所等に勤務の介護職員の方で、たん吸引等を必要とする利用者がある等、業務上本講習受講が必要で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方。

7 申込方法

以下の書類を揃えて、募集期間内に郵送して下さい。

- ①喀痰吸引等研修 受講申込書
- ②申込者が注意事項Ⅱの「研修の一部履修免除」に該当する場合は、終了証明書もしくは一部履修証明書の写し

8 応募書類受付期間

令和4年 9月26日(月)～令和4年10月 9日(日) 必着
※先着順受付ではありません。

9 選考方法及び決定

受講定員を上回る申し込みがあった場合は「喀痰吸引等研修実施委員会」において、次の選考基準に基づき審査のうえ受講者を選定します。

(1) 選考基準

- ①所属施設に、たん吸引等が必要な利用者がいて必要性が高いこと。
- ②所属施設に、喀痰吸引等指導看護師がいないこと。

(2) 決定通知

- ①応募書類確認の上、受講決定者には令和4年10月10日(月)～令和4年10月11日(火)の期間内に、「受講可否の通知」(可の方には受講料振込みのご案内含む)をFAX(FAXの無い方は封書)で連絡します。
- ②受講料入金をもって受講正式決定とし、開講のご案内書を郵送します。

応募書類郵送先・お問い合わせ先

〒455-0863 名古屋市港区新茶屋1丁目1701番地
社会福祉法人 華陽会 喀痰吸引研修事業所南陽 (担当: 近藤 英人)
TEL: 052-303-0152 (華陽会 代表)
FAX: 052-303-0167 (//)

注 意 事 項

- I 本研修は先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可といたします。
- II 以下①～⑤の方は、研修の**一部履修免除対象者**となります。
- ①～③の方は、「修了証明書」「履修証明書」の写しを、
 - ④の方は、「一部履修証明書の写し」を申込時に必ず提出して下さい。
 - ⑤は「成績証明書」ならびに科目シラバスを添えて申込時に必ず提出して下さい。
- ①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱について」（平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識および技術に関する研修を修了した方
- ②平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した方
- ③「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成 23 年度 10 月 6 日老発 1006 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方
- ④平成 24 年度以降に「たん吸引等研修 第 1 号・第 2 号研修」を受講するも、やむを得ず修了しなかったため、「一部履修証明書」をお持ちの方。
- ⑤介護福祉士養成機関で「医療的ケア」の講義・演習を履修した方
- III 定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ条件等やあるいは研修受講の優先性・必要性等について勘案の上、受講決定をさせていただきますので、予めご了承ください。
- IV 受講可否通知は令和 4 年 10 月 10 日（月）～令和 4 年 10 月 11 日（火）の間に、順次申込者全員に発送（もしくは投函）しますので、それ以前のお電話等による可否のお問い合わせはご遠慮下さい。
- 万一、通知が届かない場合は 10 月 12 日(水)以降、当事業所までご連絡ください。
- V 受講可の方は、通知後、1 週間以内に受講料を振り込んで下さい。振り込みが確認されましたら申込が完了となります。振り込み手数料は受講者でのご負担をお願いいたします。
- VI 申込完了後のキャンセル・辞退については原則として返金いたしません。
- VII 研修修了者には「喀痰吸引等研修修了証明書」を発行します。
- 喀痰吸引等の実務を行うためには、愛知県より「認定特定行為業務従事者認定証」の交付が必要です。この申請は各自で行っていただきます。またこの認定証を交付されても登録特定行為事業者として登録された事業者でのみ実務を行うことができます。